

いじめの定義	
<p>いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット（以下（ネット）という。）を通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p style="text-align: right;">（いじめ防止対策推進法 第2条）</p>	

いじめの未然防止・早期発見のために	
<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての生徒に「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」こと の理解を促す ○ 人権感覚の高揚を図る指導の充実（国語や社会を中心とした教科指導・道徳・学活等） ○ いじめアンケートの実施（教育相談アンケート） ○ 校内パトロールの実施（昼休み、放課後等） ○ スクールカウンセラーによるカウンセリング 	

いじめ発生時の緊急対応		
＜被害生徒への対応＞	＜加害生徒への対応＞	＜全体への指導＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 共感的な理解に基づく事実確認。 ○ 仲の良い友人に働きかけ被害者を守らせる。（休憩時間・教室移動など）状況も報告させる。 ○ 担任・養護教諭など安心できる教員が心のケアにあたる。本人の望むことを聞く。 ○ 全教員が日常的な声かけをする。 ○ 保護者の意向を踏まえた対応をし、取り組みの状況や周囲の生徒の変容などを伝えて安心してもらう。 ※ 家庭訪問等の継続 ○ 校内・教室の安全確保のため、班やグループ編成・席の配置を見直す。 ○ 校内パトロール（トイレや部室の様子なども含めて） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実確認 ○ 謝罪（本人・保護者） ○ 担任・生徒指導係・部活動顧問・管理職などが指導をする。（本人・保護者） ○ 反省文 ○ 全職員で様子を見守る。（特に被害者との関わり） ○ しっかり声をかける。ひるまない態度で指導する。 ○ 振り返りシートなどで継続的に自分の行動を振り返らせる。（担任・保護者もコメントする） ○ 原因・背景の理解に努める。 ○ 必要に応じてカウンセラーや外部機関と連携する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実確認（周辺生徒） ○ 被害者の了解のもと、全体（学年）への事実報告をし、他人ごとではなく一人ひとりの問題として考えさせる。 ○ 考えを書かせ、教育相談を行う。 ○ 人権意識を高める道徳の授業や学活、集会を行う。 ○ いじめは許さない強い信念を伝える。 ○ 日頃の生活の見直し。（気になる言動も多い）
＜教職員の対応＞		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速に対策委員会を結成し、具体的な対応を検討する。 ○ 臨時の職員会議を開いて情報の伝達をし、対応を決定する。各職員の具体的な役割分担を明確にする。 ○ スクールカウンセラーと相談し、必要に応じてカウンセリングを勧める。 		

いじめの再発防止のために	
＜一人ひとりの教師力＞	＜学校の組織力＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 道徳や学年集会で人権意識を高める。 ○ 国語や学活で口のききかたについて日々指導。 ○ エンカウンター ○ 教育相談の充実。 ○ 休み時間など様子を見て回る。 ○ 被害者・加害者への声かけを丁寧にする。 ○ 生徒のサインを見逃さない力量を持つ。 ○ 生徒の発達に応じた指導ができるように研修を積む。 ○ 「早期発見力」生徒と交流する中で様子を見抜く力を付ける。 ○ 「指導力」しゃべりに説得力。許せないことにはひるまない態度で。 ○ 「生徒理解力」行動の裏にあるものを読んで、カウンセリングマインドで接する。 ○ 相談しやすい雰囲気作り ○ 生徒の安心・安全の確保 ○ 気づいたことがあれば声に出す。 ○ 被害者の立場に立って何かできることを考える。 ○ 加害生徒の意識改革に努める。 ○ 他者の考えを知る場を作る。(行事後の感想など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教員間の連絡・報告・相談を密にする。 ○ 校内体制の確立。役割分担の明確化。 ○ 学校全体の方針がまず打ち出されること。 ○ 事例研究をする。 ○ 学校だより・学年通信等の発行 ○ 「人権宣言」 ○ 人権標語の作成・掲示 ○ 危機管理マニュアルの作成 ○ マニュアルなどで指導が統一していること。 ○ 生徒の心を育てるための教育課程の追加・変更。他校の取り組みを参考にする。 ○ 人権感覚・人権意識の高揚をはかる具体的な取り組み。 <ul style="list-style-type: none"> ① 人権教育全体計画にそった教育実践の推進 ② 人権集会の開催（クラススローガン・代表による意見発表・保護者の参加） ③ 生徒会による「人権宣言」の取り組み ④ 人権標語（国語）人権ポスター・人権マスコット（美術）人権通信（担当） ○ 職員会議を受けて必ず学年会議を開く。 ○ チェックシートの活用（組織力の自己評価）
＜生徒像＞	＜校風＞
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権意識を高める。 ○ しゃべり方を考える。 ○ 互いの違いを認め合える。 ○ あたりまえのことがあたりまえにできる。 ○ 前向きな生徒。 ○ 友達の心の痛みがわかる人もいるが、先生に相談しようと思わない。親には相談する。 ○ 思いやりのある生徒。人の気持ちを理解しようとする生徒。人の痛みがわかる生徒。いけないことはいけないと言える強い心を持った生徒。個性がそれぞれあり、長所・短所もあり、それを認め合おうとする生徒。 ○ 規律・マナーを守る。授業を大切にする。 ○ 自分の気持ちを伝えられる生徒。学校、もの、友達、自分を大切に思える生徒。人のせいにしない生徒。助け合える生徒。けじめをつけることのできる生徒。 ○ 自分の存在感・充実感を持って学校生活を送っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間関係をしっかり把握。（固定化している） ○ 自主の風 協調の情 誠実の気 ○ 教室は間違えるところ。（笑わない、支え合う） ○ 生徒会執行部を中心に「人権を高める」ポスター作り。全生徒への標語募集。 ○ 思いやり心を育成する。 ○ 互いを受容しあう環境づくり。 ○ 人権宣言の作成。（学級・生徒会） ○ 一人ひとりの声に耳を傾ける。 ○ 職員が同じ思いで動ける。 ○ あいさつ・清掃など生活の基本的な部分を大切にする。